

支 払 基 金
令和 4 年 4 月 5 日

調剤行為マスターの更新について

下記について、別紙のとおり調剤行為マスターを改定しましたのでお知らせいたします。

記

令和 4 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 69）」に基づく新設（変更区分「3」：17 コード）

別紙_調剤行為マスター登録内容の一部変更（R 4. 4. 4 現在）

調剤行為コード	調剤行為名称	新又は現点数 点数識別	新又は現点数 (基本点数)	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
440016470	麻薬管理指導加算（薬剤服用歴管理指導料）	3	2200	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016510	薬剤服用歴管理指導料（3月以内再度処方箋・手帳あり）	3	4300	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016570	特定薬剤管理指導加算1（薬剤服用歴管理指導料）	3	1000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016610	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（対面による場合・臨コ）	3	50000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016670	特定薬剤管理指導加算2（薬剤服用歴管理指導料）	3	10000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016710	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（電話等又は家族等・臨コ）	3	20000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016770	吸入薬指導加算（薬剤服用歴管理指導料）	3	3000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016810	服薬情報等提供料1（臨コ）	3	3000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016870	調剤後薬剤管理指導加算（薬剤服用歴管理指導料）	3	3000	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440016970	乳幼児服薬指導加算（薬剤服用歴管理指導料・6歳未満）	3	1200	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日
440017070	麻薬管理指導加算（服薬管理指導料）（臨コ）	3	2200	3		新規		（新設年月日）令和4年4月1日

調剤行為コード	調剤行為名称	新又は現点数 点数識別	新又は現点数 (基本点数)	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
440017170	特定薬剤管理指導加算1 (服薬管理指導料) (臨コ)	3	1000	3		新規		(新設年月日) 令和4年4月1日
440017270	特定薬剤管理指導加算2 (服薬管理指導料) (臨コ)	3	10000	3		新規		(新設年月日) 令和4年4月1日
440017370	乳幼児服薬指導加算 (服薬管理指導料・6歳未満) (臨コ)	3	1200	3		新規		(新設年月日) 令和4年4月1日
440017470	小児特定加算 (服薬管理指導料) (臨コ)	3	35000	3		新規		(新設年月日) 令和4年4月1日
440017570	吸入薬指導加算 (臨コ)	3	3000	3		新規		(新設年月日) 令和4年4月1日
440017670	調剤後薬剤管理指導加算 (臨コ)	3	6000	3		新規		(新設年月日) 令和4年4月1日

※調剤行為マスターにおける「新又は現点数 (基本点数)」については、下2桁を小数点以下とする数字で設定しております。